

4 指定区域台帳に記載する調査結果に関する事項【法第6条第2項関係】

土壤汚染状況調査の結果については、それに基づいて指定された指定区域の範囲及び土壤汚染の状況として、法第6条の規定により調製された台帳に記載されることとなる。

具体的には、台帳の帳簿に指定区域の所在地、面積等を記載するとともに、指定区域内の土壤汚染の状況として、調査年月日、特定有害物質の名称、適合しない基準項目（土壤含有基準又は土壤溶出基準）及び調査実施機関名を記載することとする。

さらに、各試料採取地点の調査対象となった特定有害物質の含有量及び溶出量、試料採取及び分析の日時並びに方法等を帳簿の別紙として添付（別紙4 - 1）するとともに、調査対象地における試料採取地点を明示した図面（別紙4 - 2）を添付することとする。

別紙 4 - 1 調査対象地の汚染の状況
(鉛と砒素が調査対象となった場合のイメージ)

調査地点	試料採取日	試料分析日	試料採取量	鉛		砒素	
				含有量	溶出量	含有量	溶出量
基準値	-	-	-	###mg/kg	0.01mg/l	\$\$\$mg/kg	0.01mg/l
A - 1	月×日	月 日	__g	500	0.1	300	0.5
A - 2	月×日	月 日	__g	600	0.2	400	0.5
A - 3	月×日	月 日	__g	500	0.2	200	0.5
...
...
...
B - 1	月×日	月 日	__g	1000	0.2	300	0.1
B - 2	月×日	月 日	__g	1200	0.1	400	0.3
B - 3	月×日	月 日	__g	900	0.2	500	0.2
...
...
...
C - 1	月 日	月 日	__g	200	0.2	300	0.02
C - 2	月 日	月 日	__g	200	0.1	300	0.02
C - 3	月 日	月 日	__g	300	0.1	300	0.02
...
...
...

分析方法

鉛含有量、鉛溶出量、砒素含有量、砒素溶出量のいずれも、平成14年 月環境省告示第 号に規定する方法

別紙 4 - 2 調査対象地における調査地点及び指定区域の範囲

本図は測量に基づき
調査地点が正確にしる
されたものとする。

